

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	10,000円
賛助会員	100,000円

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から14日以内とする。

(会費の免除)

第5条 会費の免除は、社員総会において承認する。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成23年7月20日から施行する。